



発行 新潟県  
**号外 1**  
 平成29年6月21日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 786 新潟県議会 6 月定例会の招集（政策課）
- 787 知事指定薬物の指定（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第786号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会 6 月定例会を平成29年6月28日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成29年6月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第787号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年6月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 知事指定薬物の名称
  - (1) 2－（メチルアミノ）－2－フェニルシクロヘキサン－1－オン（通称名：Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
  - (2) 1－（4－クロロフェニル）－N－メチルプロパン－2－アミン（通称名：4-CMA、p-CMA）及びその塩類
  - (3) 1－（4－シアノブチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：CUMYL-4CN-BINACA）及びその塩類
- 2 指定の理由
 

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 3 指定の効力が発生する日
 

平成29年6月22日